

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

静岡県伊豆市
平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与及び民間従業員のデータ

区分	公務員					民間従業員		
	職員数	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (百円)	平均給与月額 (百円)	平均給与月額 (国ベース) (百円)	対応する民間の 類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (百円)
伊豆市	69	52.1	2,399	2,540	2,519	—	—	—
清掃職員	12	47.9	2,762	3,113	3,042	廃棄物処理業従業員	43.3	2,998
学校給食員	12	51.5	2,245	2,314	2,314	調理士	43.1	2,514
用務員	15	53.3	2,244	2,283	2,281	用務員	53.9	2,272
自動車運転手	1	*	*	*	*	自家用乗用自動車運転手	54.1	2,383
その他	29	53.3	2,371	2,499	2,483	—	—	—
静岡県	371	50.2	3,574	4,091	3,879			
国	5193	48.8	2,871	—	3,205			
類似団体(平均)	38	47.5	3,031	3,276	3,166			

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日における職種ごとの職員の基本給の平均。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と月ごとに支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などすべての手当の額を合計したものであり、「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当が含まれていないことから比較のために国家公務員と同じベースで算出したもの。

※ 民間データは、厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」の平成16年～18年の3ヶ年の平均で静岡県のもの。ただし、「廃棄物処理業従業員」と「用務員」は全国計の数値。

※ 対象となる人数が2人以下の場合、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与のデータ

区分		28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	総計
		31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
全体	(人)		2	1	2	9	10	24	20		69
	(百円)		*	*	*	2,523	2,647	2,520	2,536		2,540
清掃職員	(人)		1		1	2	5	3			12
	(百円)		*		*	*	3,098	3,393			3,113
学校給食員	(人)			1		2	2	3	4		12
	(百円)			*		*	*	2,384	2,410		2,314
用務員	(人)					2	3	3	7		15
	(百円)					*	2,319	2,053	2,372		2,283
自動車運転手	(人)										1
	(百円)										*
その他	(人)		1		1	3		15	9		29
	(百円)		*		*	2,503		2,466	2,614		2,499

※ 対象となる人数が2人以下の場合、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。また、「自動車運転手」は1人であり年齢別人数に表記していないため、年齢別人数の合計は総計人数と一致しない。

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員に適用される行政職俸給表(二)の1級から4級に準拠し「技能労務職給料表」を適用。

イ 特殊勤務手当

技能労務職員に係る特殊勤務手当はない。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、原則、退職不補充としており、平成16年の合併以来、新規採用を行っていない。今後も退職不補充により技能労務職員の削減を進める。

3 具体的な取組内容

給与に関しては、国家公務員の俸給表に準拠しており、引き続き近隣自治体や民間類似職種との均衡に留意しつつ、適正な運用に取り組んでいく。

特殊勤務手当については、行政職を含む全体的な取り組みとして廃止の方向で取り組んできた。

平成17年度において学校管理に関する現業手当、平成18年度に清掃職員に係る施設従事手当を廃止した。

また、退職不補充の基本方針から、今後は業務の民間委託や事務事業の見直しを積極的に推進していく。